

令和3年大和市農業委員会第12回総会議事録

令和3年12月23日（木）午前10時15分開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

| | |
|-------------|------------|
| 1番 古木利明委員 | 9番 眞壁浩二委員 |
| 2番 柏木明委員 | 10番 遠藤一直委員 |
| 3番 渡邊カク委員 | 11番 田邊義之委員 |
| 4番 青木裕一委員 | 12番 木村賢一委員 |
| 5番 小川道子委員 | 13番 上野岩雄委員 |
| 6番 長谷川慶太郎委員 | 14番 保田嘉一委員 |
| 7番 池田俊一郎委員 | 15番 岩崎敏博委員 |
| 8番 山口喜充委員 | 16番 荒井隆幸委員 |

2. 本日の欠席委員

なし

3. 農業委員会事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 村瀬 知一 |
| 次長 | 岸田 靖雄 |
| 主査 | 高田 直樹 |
| 主査 | 中川 雅美 |

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 日程第5 報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出
について
- 日程第6 報告第47号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第7 報告第48号 大和市農地造成工事指導要領の規定による届出について
- 日程第8 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第47号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第48号 大和市農地造成工事指導要領の規定による届出について
- 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

午前 10 時 15 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は全員で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 3 年 12 月大和市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、16 番、荒井隆幸委員、1 番、古木利明委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料の 1 ページをごらんください。

11 月 17 日、令和 3 年度第 68 回神奈川県常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

11 月 30 日、柏木会長、眞壁職務代理、遊休農地対策部会から池田部会長及び遠藤副部会長より市長へ「令和 4 年度大和市農業施策に関する意見について」を提出いたしました。

12 月 2 日、大和市民まつり出店部会が開催され、上野委員が出席されました。

12 月 15 日、令和 3 年度第 69 回神奈川県常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

12 月 22 日、大和市民まつり第 2 回役員会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 おはようございます。昨日ですけれども、大和市民まつりの第 2 回役員会に出席いたしました。この第 2 回では、来年のまつりを開催するかどうかということの話し合いでございまして、オミクロン株等が出ていることもありまして、年末年始の様子を見て、来月また役員会がございまして、そこで最

終的に決定しようという話でございました。

出店部会のほうのいろいろなハードルもありますので、やり方をどのようにするかが一番の問題ということで、来月になって、また正式に決まるのではないかと、そのようなお話をさせていただきました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

上野委員、お願いします。

○上野委員 12月2日に市民まつり出店部会が開催されまして、正副部会長の選出をいたしました。部会長と副部会長が決定しました。

開催については、今、眞壁職務代理が言われたとおりに報告がありました。それから、出店数などについての議論がありました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私から何点かご報告いたします。

11月17日、神奈川県常設審議委員会が開催されました。農地法第5条の規定に基づく諮問が2件ございました。駐車場への転用と農地造成、こちらは一時転用ですけれども、農地造成。いずれも審議結果、原案どおり答申することによって決定いたしました。

11月30日、「令和4年度大和市農業施策に関する意見について」を市長に提出いたしました。市長には1時間近い時間をとっていただき、出席者全員から農業における現状と課題について意見を述べさせていただいております。市長からは、市政についての取り組み等の話がございました。

12月15日、神奈川県常設審議委員会でございますけれども、農地法第5条の規定に基づく諮問が4件ございました。いずれも原案どおり答申することに決定されております。

以上でございます。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第44号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第44号についてご説明いたします。

議案書の1から2ページの6件がありました。いずれも相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、受付番号2番については、この後の報告第47号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明の申請人と同一でございます。

説明は以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第4、報告第45号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について及び日程第5、報告第46号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それではご説明いたします。

報告第45号については、議案書3ページの8件が、報告第46号については、議案書4から5ページの9件がございました。案内図は、総会資料の4ページから7ページでございます。いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

池田委員。

○池田委員　5ページの番号9、これは宅地介在畑とあるのですが、これは、いわゆる農地法の規制にかからない農地と承知しているのですが、大和市内の農地の中で、こういう宅地介在の畑というのはほかにあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 9番、現況地目が宅地介在畑となっております。こちらですけれども、宅地への転用目的で過去に転用届が出ております。そういったところを畑として続けている方がおまして、現況地目上は宅地介在畑という形で課税上なっているということになり、かなりの量があります。正式な数は計上したことはありません。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 つまり農地法の規制にかからない農地と承諾しているのですけれども、あえてここで届出が出ているのはどういう意味なのでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、譲渡人が5人で譲受人が1人ということで、一つにまとめるという形で、登記地目が畑なので、法務局で登記をまとめる際には、農業委員会の証明等が必要になりますので、そのために届出を出したという形でございます。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 もう一点。いわゆる今の諸問題の中で、高齢化になってきている農業耕作者に対して、その中で1人は任意の被後見人として任意後見人を充てているわけですが、これは、いわゆる成年後見人の制度の中で、法定成年後見人が出た場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。

この被後見人というのはまだ、いわゆる、はっきり言って5人に1人が認知症になるという予測が出ている中で、今後こういう形で農業従事者の認知症に係る問題で後見人を成年後見人というのは、裁判所が行政書士とか弁護士とかを選ぶのですけれども、任意の場合はご本人が任命するわけですが、こういう形で今後、いろいろな問題で出る可能性があるのかなど。そういうことで今問題提起をしたのですけれども、これは任意の後見人でございます、多分ご親戚か妹さんかだと思えるけれども、よくわからない。この方はまだ存命ですが、私もいろいろと存じ上げているのですが、どういう状況で任意の後見人を指名したかわかりませんが、いわゆる法定における成年後見人が出る可能性がこれか

ら出てくるだろうと思うのですけれども、その間の取り扱いは、我々農業委員会としては、農地を守るという方向を持っているわけですから、そういう意味で、これから後見人との意見の食い違い等が出てくる場合もあろうかと思うのですね。高齢化の中で、これは任意ですけれども、成年後見人になった場合も同じ扱いになるのですか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 成年後見人が出て、弁護士等が後見人となった場合であっても、扱い上は変わらず、その方が届出を提出された場合については受理いたしますし、また、後見人がつくということは、ご本人の意思確認がとりづらい状況でありますから、そういったケースはあり得るかと思えます。成年後見人は、裁判所等が認めたものでございますので、それについては粛々と業務を進めていくものと考えております。

○議長 池田委員。

○池田委員 以前に私もいろいろな相談を受けたもので、弁護士であっても、行政書士であっても、裁判所が任命するわけですけれども、中には悪徳の後見人がいるのですね。その場合の、親戚等が、この人はこうだと言っても、なかなか取り合ってくれない。いろいろな問題が生じてきている、そういう部分も実は起きているのですね。そういった場合に、我々農業委員会としては、農地を守るという観点から成り立っているわけですけれども、成年後見人の判断と我々農業委員会と食い違いが出る可能性もあるかと思うのですね。これから相続がどんどん発生してきますので、こういう成年後見人を立てるという問題も今後出てくるだろうと思うので、あえて問題提起をさせていただきました。答弁は要らないです。

○議長 ありがとうございます。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第47号、生産緑地に係る農地の主たる従事者証明についてを

議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、報告第47号についてご説明いたします。議案書は6ページ、案内図は総会資料の8ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が、令和3年1月9日に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、農地としての管理運営を相続人に指示し、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。

現地は保全管理がなされています。については、申出人の同居の母、近隣に居住の妹と青木委員とで、令和3年11月22日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

青木委員、お願いします。

○青木委員　事務局の説明のとおり、11月22日に、私と事務局と申出人の同居の母、近隣に在住の妹が立ち会って現地を確認しました。現地は多少荒れていましたが、保全管理されていました。また、被相続人が農業従事者であったことは確認しており、問題ないと思います。

以上です。

○議長　地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第7、議案第48号、大和市農地造成工事指導要領の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それではご説明させていただきます。

報告第48号について説明いたします。議案書7ページ、資料9ページをごらんください。

今回の申請地に申請人の子が分家住宅の建築を計画していることに由来します。当該地は埋蔵文化財包蔵地であるので、着工前に文化財の掘削調査が必要であることから、それに伴う届出です。前回9月総会にて試掘のための届出をご報告いたしましたが、今回は、その後の本格調査のための届出のご報告です。

掘削の深さ1m以内、耕作中断期間3カ月以内、造成面積が1,000㎡以内の3つの要件を満たしていることにより、市農業委員会への農地造成工事届出が提出されました。申請地及び申請者は記載のとおりです。一時転用の目的は、埋蔵文化財の本格調査です。事業概要は、分家住宅計画上の入口スロープ、雨水トレンチ、浄化槽設置箇所について、調査面積32.6㎡、表土を0.8～0.9m掘削し、期間は、議案書に記載している令和3年12月2日から12月30日の計画です。

掘削位置は、資料9ページの図において黒塗りして示しています。斜線部分は分家住宅の予定地を示しています。農地の区分は第2種農地です。地元の荒井委員と事務局で現地の状況を調査し、周辺農地への被害や支障を及ぼすおそれがないことを確認し、会長専決により受理通知書を交付しました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

荒井委員、お願いします。

○荒井委員　11月末に事務局と私でそれぞれ現地の確認をしました。内容は事務局が説明したとおりです。現地には、周辺農地等への被害またはその後の営農に支障を及ぼす影響は見受けられませんでしたので、問題ないと思います。

以上です。

○議長　ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、ご意見等はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 資料を拝見しますと、黒く長方形に塞がっているようなところがあるのですけれども、この場所は一体何でしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 黒塗りの部分が今回掘る部分になります。左側の細長いほうが雨水トレンチになりまして、右側の少し大きな四角い部分についてはスロープ部分になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 今回、埋蔵文化財の本格調査ということですが、どの基準の高さからどれだけ掘る場合には、この調査の届出というか造成の届けをしなくてはいけないのでしょうか。場所によっては、一部ですけれども、結構水で流れたりして土が10cm減ってしまったりとかするのですね。造成する目的でなくても。何を基準にこういった届出をしなくてはいけないのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 基本的には、建築行為などをする際には、平均地盤という考え方がございまして、3m以内の土地の高低がなければ、そこの全体の平均地を中心として、そこを地盤面として1mという考え方があります。そういったところで掘削しているのではないかと考えます。ただ、上に何を置くかによって、どれだけ下の埋蔵文化財に影響があるかということは、市の文化振興課のほうでの判断となります。

○議長 長谷川委員、よろしいですか。

○長谷川委員 はい。

○議長 ほかに。木村委員。

○木村委員 1点だけ。大和市のほうで調査をするということですね。それで、期間ですけれども、本格調査ということですが、今月2日から12月末ということ

1 カ月弱なのですが、この期間で本格調査が終わるということですか。

○議長 事務局。

○事務局 一応、当初の計画としては4週間程度ということで、2日から30日ということになっていたのですが、調査を進めていく作業の中で少し時間がかかるとい見込みが先週発覚しまして、1月中旬ぐらいまで調査がかかるのではないかとことは伺っています。

○議長 木村委員。

○木村委員 この調査は、今のところは12月30日と書類上は提出されているのですが、それが延びた場合は、今回の承認で、今後半月延びようが1カ月延びようが、それは構わないという扱いになるのですか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 基本的には、完了日が読めないもので明確に予定は組めないものだと認識しているので、計画に対し期間が延びてしまった場合については、理由書なり顛末書なりをお出しただいて、完了報告をお受けするという形にさせていただきます。

○議長 よろしいですか。

○木村委員 わかりました。それは、報告は市のほうから出ると。

○事務局 こちらについては、あくまで申請人が土地の所有者の方でいらっしゃるの、申請人の方から報告書をいただくような流れになっています。

○議長 ほかに質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第19号についてご説明いたします。

この申請は、前回総会にて不許可相当と議決したものでございますが、その後、不許可相当の理由となった従前許可が未完了でしたが、11月22日に完了届

が提出され、不許可の事由がなくなったことから、12月1日に、一度この前申請を取り下げ、12月6日に再度の申請となりました。議案書は8ページ、資料は10、11ページをごらんください。

申請内容は記載のとおりでございます。申請地の位置図は、総会資料10ページの斜線で示しております。地目は田で、現況も田となっております。転用目的は、貸露天資材置き場及び貸駐車場です。市内に本社があり、土木工事業を営む法人に貸し出し、路面は砂利敷として、10トンダンプ等6台、大型重機4台、アタッチメント各種、砂利や足場用単管パイプを置く計画です。農地の区分は、市街化区域に近接し、農地の広がり10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。被害防除につきましては、境界に高さ50cmほどの擁壁を設置して、土砂流出等、周辺への影響を未然に防止、雨水は、浸透施設により敷地内処理する計画となっております。

また、近くに小学校及び高校があることから、安全について配慮をお願いしたところ、学校を訪問し、要望を聞き取り、登下校の際に車両の出入りを行わないといったことについて受け入れ、その時間帯については、工事が決まってから協議を行う旨となりました。

令和3年11月8日に申請人、代理人、眞壁委員と事務局とで現地の確認を行っております。前回の申請計画と内容に変更がないことから、再度の現地立ち会いは行っておりません。

また、前回総会で条件を付す要望のありました交通安全等の事項について、周囲住民への対応に関する覚書として提出していただきました。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

それでは、皆さんから質疑、ご意見がございますでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 それでは、報告します。11月8日に、私と事務局職員と一緒に現地に赴きました。今回の申請人及び代理人とお会いし、現地を確認いたしました。内容は、事務局の説明のとおりでございます。現地の境界、周辺の被害防除等、申請人から直接確認することができました。今回の転用を許可することはやむ

を得ないと思います。

以上でございます。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 確認ですけれども、前回11月にもろもろの意見等で再提出されたわけですけれども、まず、小学校の北側になるのですけれども、今回の申請の右側と左側、これが今、田んぼ自体は道路より50～60cm低いところにあるかと思うのですが、これを右側の畑になっているほかの方については、50cmぐらい土盛りをして畑にしているわけですね。それと同じように、ここの申請の現在の田んぼですが、これは道路の高さ並みに土盛りをした上で利用するということになるのでしょうか。

○事務局 はい、そのとおりです。

○木村委員 それは、高校側も同じですね。

○事務局 はい、高校側も同じです。

○木村委員 それと、あと小学校側の部分は、全部ではないが、大半は白いフェンスがずっと敷かれていて、その間、2カ所が4～5mぐらいの田んぼへの出入口になっているのですが、そこをそのまま土盛りした後、この業者が重機を含めた大型ダンプ等の出入り口として利用することになるのですか。それとも、このフェンスをある一部、もう少し広げてしまってやると。恐らく道路のフェンスなので公がつくったフェンスかと思うのですね。その辺のところをどうするのか。

同じように高校側も、ここはガードレールなのですね。ここについては、どちらかという出入口らしいものが多少あるのだけれども、果たしてそれで、そのままで出入できるかどうか非常に微妙だと思うのですが、その辺のところ。

○議長 事務局、よろしく申し上げます。

○事務局 今、南側、北側、どちらもですけれども、ゲート部分についてガードパイプが今ありますが、その部分は撤去されるという形です。その部分にゲートフェンスを設置するという形の計画となっております。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 その出入口は、撤去してどの部分にやるかというのは、今の時点ではわからないのか。

○議長 事務局。

○事務局 10ページの地図をごらんいただいて、②と書かれているあたりが15m分ガードパイプを撤去してゲートにするという形になります。北側の部分につきましては、敷地の道路側、西側の部分の敷地境界から15m分、ガードパイプを撤去して15mのゲートを設置するという計画でございます。

○木村委員 いずれ、今のところを撤去して入口をつくると。その辺も含めて、安全面に将来問題はないという判断。それと、前回、ダンプが大型10トン6台、重機が4台、砂利、パイプ、アタッチメント、また残土などそういうものを置くためにとということでしたけれども、機械等の油の処理の問題とか、そういう心配も間違いなく、絶対あり得ないという前提で申請が出てきたと思うのですが、その辺のところについて再確認する。

○事務局 再確認させていただきまして、そういった問題がもし、ないとは思いますが、出た場合については、所有者が主体的に対応していただくという話で覚書を提出していただきました。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 いずれにしても、高校が、今言われた出入口のさらに右のほう为正門になっているのかと。それで、小学校側は、先ほど②のあたりのフェンスを開いて出入り口にするということで、この②の右側のところが小学校の教職員の出入りの駐車場になっていると思うのです。その辺のところも、将来の安全面の問題がないということも配慮した上で申請なのですか。これも確認しておいたほうがいいと思う。その辺の問題はなさそうなのか。

○議長 事務局、よろしいですか。

○事務局 通常、職員の出入口ということになりますし、児童の出入口については、西側の大通りのほうが基本、出入口ということなので、子どもの出入りはこちら

からはほぼないと考えております。安全面についても、かつ、登下校中については車両出入りを行わない旨で協議しておりますので、問題ないかと考えております。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 いずれにしても、小学校側も高校側からも出入口はつくと。2カ所ということですか。

○事務局 そうですね、北側、南側が、実はこれはつながってはないので。

○木村委員 15mぐらいの出入口をつくって、今後利用していくということなわけですね。

○事務局 はい。

○議長 ほかに質疑。長谷川委員。

○長谷川委員 今、最後のほうでちょっとお話が出たと思うのですが、北側と南側のすき間のところがあるのですが、このすき間の素性はこういった土地になるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 公図上は水路となっておりますが、現況は畦道みたいな形で使用されております。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 この畦を管理されているのはどの方ですか。特に、このつながってしまう可能性のある場所ですが。航空写真を拝見しますと、ちょうどその場所だけ今、草が生い茂っているとか、その東側のほうはきれいになっているのですが、このちょうどつながる可能性のありそうなところだけで草が生い茂っているのですね。現状は誰も管理されていないのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 公図上、無番地となっておりますので、市が管理する必要があるかとは考えておるのですが、通常出入りが無いということで、草等が生えている状況ではないかと考えております。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 もし仮にですけれども、ここを資材置き場として使用する予定の方がまたぐように使用した場合は、これはどういうことになりますか。

○議長 事務局。

○事務局 公共用地の無断使用ということになりますので、指導等が入る可能性があると思います。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 このちょうどすき間の上下、北と南のところにフェンスを張るのでしょうか。それか何か、フェンスでなくてもブロックを積むとか何かお話がありますけれども、その辺はどういう施工をされるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 その重なっている部分につきましては、ちょうど擁壁が地盤面から50センチほど立ち上がって囲んでいるという形になりますので、それが両側からなっているので車両等の出入りはできないような状況だと考えますし、また、そのあたりに砂利を堆積する計画でございますので、車両等の通行は不可能ではないかと考えます。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 変な話ですけれども、ちょうどその擁壁と擁壁の間に砂利を突っ込んで、鉄板を上置いて使用することもできない話ではない。それをするかどうかは別としてできない話ではないですし、仮にその行為が発見されたら、注意するのは市の仕事という認識でよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 はい、市で指導することになるかと考えます。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それは、市の職員が巡回するのですか、それともどなたかから通報があ

って、確認しに行って、指導するという形になるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 農地パトロール等で確認できれば、当然指導させていただきたいとは思いますが、抜けてしまった場合につきましては、周辺からの通報等で確認することとなるかと思えます。

以上です。

○議長 ほかに質疑等ございますか。木村委員。

○木村委員 もう一点だけ、これは田んぼで道路より低いわけですが、それで50cmぐらい土盛りしてということですが、それが両隣の土地にこぼれるといえますか、50センチ土盛りした上で、高いフェンスで周りを全部囲むとか、そういうことは考えていないのか。

○議長 事務局。

○事務局 基本的には台形状に成形して、崩れないようにすると聞いております。

○議長 木村委員。

○木村委員 万が一、両隣の畑なり田んぼにそれが崩れ落ちる、雨が降れば当然流れますから、そういう心配があるから言ったのですけれども、それを超えるものは、もう何mかの全体を囲って中で利用するものを見かけるので、むしろそのほうが周辺への影響は、まだ両側とも畑なり田んぼに利用している場所なので、ちょっとそういう心配をしたけれども、それは今後、万が一そういうことになれば、言わなくても業者でやるでしょうが、心配なので質問させていただきました。

以上です。

○議長 意見でよろしいですか。

池田委員。

○池田委員 先ほどご説明いただきました、覚書を交わしたということですが、改めてお伺いしますが、どなたとどなたの間で覚書を交わされたのか。

○議長 事務局。

○事務局 周囲住民への対応に関する覚書ということで、申請人から市の農業委員会及び県知事へ覚書を提出していただきました。

○議長 池田委員。

○池田委員 覚書の効力はわかりませんが、先ほど農業委員の皆さんからいただいたご懸念の部分、そういうものを含めて、今度は、これは議案ですので、可決された場合に農業委員会の手から離れるわけですね。農地パトロールをするわけにはいきませんので、その場合に、違法が見つかった場合に、直ちにどのような措置を講じるのか、その辺はもう一度明確にしていきたいと思います。その辺はどうですか。

○議長 事務局。

○事務局 前回の総会でも説明させていただきましたが、前回の要望について、覚書等を交わすことはできるけれども、法的拘束力がないということは当然ご説明させていただきました。これについての信義則という形になると思いますけれども、そういったことでの、主体的に所有者のほうが真剣に動いていただくということでの提出を求めるという形でございますので、覚書を提出していただいております。さらに、具体的にどういった問題が起きるかがわかりませんので、それに対して、申しわけないですが、できかねないと考えます。

以上です。

○議長 事務局。

○事務局 万が一、この転用案件において、転用許可違反など発覚した場合には、こちらは調整区域でございますので、神奈川県と連携いたしまして、しっかり指導はしてまいりたいと考えております。

○議長 池田委員。

○池田委員 これは学校が隣接する地域でございますので、登下校のときには出入りをやらないということですが、登下校といっても、その時間だけというわけにはいかないのです、いろいろな方の出入り、子どもが出入りするだろうと。最近の痛ましい事故の中で、ダンプに巻き込まれて亡くなられた非常に痛ましい事故があるわけですので、特に、出入りについては十分注意をしていただきたいということをあえて要望させていただきます。

以上。

○議長 ありがとうございます。要望ということですが、申請者によく説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかに質疑、意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第19号は、許可することに決定いたしました。

なお、この案件は、農業委員会ネットワーク機構の常設審議委員会で、転用面積が3,000㎡を超えるため、諮問されることとなります。

○議長 日程第9、議案第20号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明します。議案第20号、議案書は9ページ、資料は12ページからとなります。

本来であれば事務局長専決による報告案件です。しかしながら、買取り申出理由の発生日である令和2年10月15日から1年以上経過しております。つきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明に関する事務処理要領第4条第2項ただし書きに、「買取り申出理由の発生日が証明申請書提出日の1年以上前であり、やむを得ない理由があるときは、それを議案に付するものとする」と定められていることから、議案とするものです。

本件は、議案書記載の生産緑地を所有する主たる従事者が令和2年10月15日に死亡したことにより、その妻が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取りの申出を行うため、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

被相続人は、亡くなるまで農業に従事していたことから、主たる従事者であると判断できます。現地は保全管理されております。また、相続人は、相続した農地について、被相続人を偲び、夫の農地を存続させたいとそのまま営農する

意向でしたが、高齢、また持病が悪化したことなどから営農が困難になり、そして、ご自分お一人ではできないことを客観的に受け入れることに時間を要したことから、1年以上が経過してしまったという特別な事情があり、結果、やむなく買取り申出をすることになりました。

なお、生産緑地法、農地法などの関係法令においても、死亡後何カ月以内に主たる従事者の証明を取得しなければならないなどの期限に関することは明記されておられません。平成29年2月総会においても同様の議案を承認しております。これは、農家保護の観点から認められるものとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 事務局の説明のとおり、11月8日に、私と事務局と申出人とその娘及び代理人で立ち会って、現地を確認しました。現地は多少荒れておりましたが、被相続人が農業従事者であったことは確認しており、問題ないと思います。

さらに、11月25日に事務局が申出人の自宅を訪問し、申請が遅れた理由について詳細な確認を行っており、その内容の報告を受けております。事務局の説明のとおり、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 確認ですけれども、先ほど事務局からいただいた、やむを得ない理由のときは申請が可能ということと、あと、農家保護の観点から過去も認められた場合があると、その2点について教えていただけますか。

○議長 事務局。

○事務局 まず、過去に同様の案件ということですが、今回同様耕作者の死亡から1年以上経過ということで議案に付して証明したことがございました。相続人の方

が、農地をどのような形で活用していくかというところを判断するには、1年というはっきりとした期間で切るのは非常に難しいと言うものでした。そこには、相続人の方のお気持ちとして、耕作者の方を偲んで、思い出のある土地だから何とかやっていきたいという気持ちがあった中で、最初は何とかやろうというような気持ちがあったと思うのですが、実際ふたを開けてみたところ、なかなか営農するのが難しいというような案件でございました。そのような事情をしっかりと聞き取った中で証明書を発行するという議案が平成29年2月の総会でございました。

○議長　ほかに質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第20号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について、証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　挙手全員であります。よって、議案第20号は、証明することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和3年12月大和市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

午前11時05分　閉会